

南摩ダム・湯西川ダム・ハツ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 55 2016年1月15日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

緊急！！ 市民集会

詳細は同封のチラシをごらんください

「思川開発事業(南摩ダム)と県南市町

～マズくて高い水はごめんだ～

日時：2016年2月6日(土)

会場：栃木市栃木文化会館小ホール

内容：基調講演 水問題研究家 嶋津暉之さん

命を守る河川行政とは？

「ダム依存から真の河川行政への転換を求めて」

ハツ場ダム最高裁決定 抗議集会の報告

(文責：葛谷 理子)

12月13日(日)、東京・水道橋の全水道会館において、恒例のハツ場ダム訴訟報告集会が開かれた。第11回の今回は、残念ながら1都5県のすべての訴訟が最高裁において敗訴が確定したため、それに断固抗議するという形の抗議集会となった。

第1部は訴訟の報告として、各都県弁護団の紹介と弁護団からのあいさつ、各都県の会からの報告、第2部は「命を守る河川行政とは？」と題して、宮本博司さん、嶋津暉之さんの講演と対談、最後に集会アピールを採択して閉会した。

第2部の宮本博司さんの講演の概略と嶋津暉之さんとの対談について報告する。

宮本博司さんのプロフィール：国交省河川局で長良川河口堰を現場トップとして担当し、事務方として淀川水系流域委員会の画期的な市民参加の方法を主導した。9年半前に国交省を辞任後は一市民としてその委員長に就任。脱ダムの流れをつくった。国のダム行政を熟知している。

宮本博司さんの講演 「想定外と治水」

・ダムには限界があり、想定洪水に対しては効果的に洪水調節を行うが、洪水規

模が想定を上回ると効果は小さく、あるいは効果はない。つまり極めて限られた範囲の降雨の場合にしか効果がない。「まさか」「想定外の豪雨」とか、「ダムができたから安心」というのは自然に対する傲慢だ。和歌山県の椿山ダムの場合、降雨の最もピークの時にすでにダムは満杯だった。これはダムがないのと同じことだ。

・一つの「想定」を正しいと思いこみがちであるが、「**想定**はあくまでも「**想定**」であって、いくつもの「想定」を行う必要がある。自然現象はいつ、どこで、どのような規模で起こるか分からないので、「想定」が間違っていることを「想定」する謙虚さが必要である。

・自然現象に「通常」も「異常」もない。**自然現象は常に異常である。**

・治水事業の目的は、いつどのような規模で起こるか分からない洪水に対して住民の命を守ることである。洪水により命を失うということについて。「浸水」によって大量の死者は出ない。大量の死者が出るのは、堤防決壊等で「流される」あるいは地下街の浸水で「溺れる」から。いつどのような規模で起こるか分からない洪水に対して住民の生命を守るためには、避難体制の整備と人家密集地域での堤防決壊回避が不可欠。スーパー堤防は完成までに400年かかり、今生きている人の命は守れない。堤防が壊れるのは、越水して削られるからなので、削られないように強度を持たせる工法はある。平成10年には国交省重点施策として、想定を超える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、**たとえ越水しても急激に破壊しないよう強化対策を実施した堤防を作るための耐越水堤防の設計指針が出されていた**（雲出川の例）が、あとで取り消された。「**多くの住民の生命を守るため、やるべき堤防の越水対策に何故最優先で取り組まないのか。これは行政の不作為、国の怠慢である。**」

・明治以来の近代治水事業は「降った雨を川に集めてできるだけ早く下流に流す」事であったが、もはや洪水を川に押し込めきれなくなっている。いつ、どのような規模で起こるか分からない洪水に対して住民の命を守るために〈ダムは最優先の施策か?〉

・**流域治水という概念がある。**今やらなければならないことは流域治水である。しかし行政は結論は変えないから、自分たちにとって不都合なことが出てくると、『隠す』『ごまかす』『逃げる』『ウソをつく』。

・淀川流域委員会でやったことは、結論を決めずに話し合うこと。説明できないなら中止すればいい、隠す、ごまかす、逃げる、ウソをつく必要がない。

・**事業中止を勧告する評価機関は「世論のうねり」である。**

宮本博司さんと嶋津暉之さんの対談から

嶋津暉之さんのプロフィール：水問題専門家。「東京の水を考える会」、「水源開発問題全国連絡会」の事務局を務め、各地の水源開発問題の技術的な解析をおこなう。八ッ場ダム訴訟では各県の訴状、意見書作成に尽力し、また証人として度々法廷に立った。今回の鬼怒川大水害では裁判の中でもその危険性を指摘していた。

嶋津：堤防強化策は3つ程あり、工法も完成していると思うのに、国はスーパー堤防しかないというのはなぜなのか？

宮本：確かにソイルセメント、鋼矢板工法もある。スーパー堤防は2000~4000億円/m²もかかる。耐越水対策は《ある日突然》国交省内でタブーとなった。

これは、ダム推進の説明がつかないからだ。

嶋津：滋賀県の流域治水条例は、私有地を制限する条例のためか、滋賀県に続く県が出てこないが。

宮本：洪水のエネルギーを畑、田、遊水池などで分散させていく必要があるのだが、（私有地の問題は難しい）。「洪水を川の中に閉じ込めるという現状の治水事業がよくない」という意識が首長にないことが問題だ。

嶋津：これまでに止まったダムも140くらいある。しかし2010年からのダム検証が始まった後は暗転した。

宮本：新たなダムは止める、今検証中のダムは（検証の理屈はないが）やりたい、ということだろう。現職の国交省の意思を越えたところで（政治的に）決定されたダムはある。ダムの効果に限界を感じている国の役人はいる。（現在検証中のダムの中に、栃木の思川開発事業も入っている。）

宮本：スーパー堤防を何故止められないのか。スーパー堤防は400年間仕事が確保されているからやめられないのだ。住民の命を守るためなら短期間でパッとやるのがよいが、それでは役人の仕事がなくなってしまう。自分たちの仕事をいかに継続するかが役人にとって重大問題なのだ。

.....

抗議集会は集会アピールを採択し、閉会した。

私たちは裁判には負けたが事実では勝った。子や孫のために未だ未だやることはある。決してこれで終わりではない、流域治水を実現させよう、等々集会参加者は口ぐちに呟きながら会場を後にした。1都5県の訴訟代理人弁護士は、高橋利明弁護士（東京都）を始め総勢54名（うち栃木県は12名）に上った。

ハッ場ダム住民訴訟 これまでの主な集会

～最高裁決定抗議集会の資料より抜粋～

2004年9月 STOP THE YAMBA DAM 住民監査請求報告第集会

講演：脱ダム社会への道（田中康夫・長野県知事）

2004年12月 ストップ！ ハッ場ダム～住民訴訟スタート集会～

講演：ハッ場ダムは利根川治水に役立つか？（大熊孝・新潟大学教授）

2005年11月 ハッ場ダム住民訴訟1周年報告集会

講演：初めて国の巨大ダムを止めた村のたたかい（藤田恵・元徳島県木頭村村長）

2006年12月 ハッ場ダム住民訴訟2周年報告集会

講演：永源寺第二ダムの高裁判決勝利（吉原稔弁護士）

2007年12月 ハッ場ダム住民訴訟3周年報告集会 誰のための公共事業？

講演：官僚技官 公共事業に依存する官僚たち（西川伸一・明治大学教授）

2008年11月 ハッ場ダム住民訴訟4周年報告集会

講演：「脱ダム宣言」は脱ムダ宣言（田中康夫・新党日本代表）

2009年12月 ハッ場ダム住民訴訟5周年報告集会

講演：ハッ場ダムの57年と政権交代（保坂展人・公共事業チェック議員の会）

前事務局長)

2010年12月 ハッ場ダム住民訴訟提訴6周年報告集会 暴かれた利根川洪水の神話

講演：ハッ場ダムより緑のダム 利根川に果たす森林の役割（関良基・拓殖大学政経学部准教授）

2011年12月 デタラメな検証は許さない！ハッ場ダム住民訴訟7周年集会

講演：ダム検証・恥ずかしくないですか（今本博健・京都大学名誉教授）

報告：水増しされた治水便益～費用対効果 6.26 のカラクリ～（梶原健嗣・東京の会）

2012年12月 ハッ場ダム住民訴訟8周年報告集会 ねつ造してまでハッ場ダム？ どうなる！利根川水系河川整備計画

講演：ムダな公共事業を止められるか？（五十嵐敬喜・法政大学教授）

利根川・江戸川有識者会議の欺瞞（関良基・拓殖大学准教授）

2013年12月 ハッ場ダム住民訴訟9周年報告集会

講演：ダムに頼らない治水を実現しようー滋賀県流域治水推進条例の試みー（今本博健・京都大学名誉教授）

2014年12月 ハッ場ダム住民訴訟10周年報告集会 今、川と人を分断するもの～1997年河川法改正の理念を取り戻そう～

講演：河川法改正が目指したもの（尾田栄章・元建設省河川局長）

2015年12月 ハッ場ダム最高裁決定抗議集会 ダム依存から真の河川行政への転換を求めて

講演：想定外と治水（宮本博司・国交省河川局OB・元淀川水系流域委員会委員長）

報告：鬼怒川水害の分析（嶋津暉之・ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表）

南摩ダム建設予定地での今後の自然観察会について

今後、南摩ダム建設予定地で本体工事が始まれば観察会の実施が危ぶまれます。しかし、ムダなダムをストップさせる栃木の会では他団体と協力し、現地に入れる限り自然観察会は継続したいと考えています。観察会に参加を希望される方は、直前に事務局にお問合わせくださるようお願いいたします。

2015年度会費納入のお願い

2月の栃木市における集会等、今後も南摩ダムをストップさせるための活動は続くことが予想されます。2015年度の会費が未だの方には振込用紙を同封させていただきましたので、会費納入をどうかよろしくお願いします。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609